

# 視野に係る障害認定基準①(表2)

## 障害年金における認定基準

等級 令和3年12月31日

等級 令和4年1月1日～

## 身体障害者手帳 障害程度等級表

1級	<p>【ゴールドマン視野計】</p> <p>①求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ1/4の視標(周辺視野)で中心10度以内におさまり、かつ、1/2の視標(中心視野)で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの</p> <p>※1/4の視標(周辺視野)で測定不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定</p> <p>②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの</p>	<p>(新設) 【ゴールドマン型視野計】</p> <p>両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>(新設) 【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p>
2級	<p>【ゴールドマン視野計】</p> <p>①両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p>	<p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの(注：現行基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置)</p> <p>(新設) 【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>

改正後



手帳では



1級	<p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p>
2級	<p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>